

令和6年度 寝屋川市

耐震不足木造住宅 除却補助制度のご案内

補助の
要件等

木造住宅除却工事費
最大補助額

50万円

● 補助対象の建物

寝屋川市内の3階以下(地階を除く)の木造住宅(一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅)で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもので、一年以上空き家となっていないもの。ただし、店舗等を兼ねる場合は、店舗等の床面積が延べ面積の2分の1未満に限ります。

※2階建て以下の一戸建て木造住宅の場合、「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下のものも補助対象になる可能性があります。詳細は問い合わせてください。

● 建築の時期

昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

● 補助対象者 次のすべてに該当する人です。

- (1) 木造住宅を所有する個人
- (2) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団又は、暴力団密接関係者でないこと。

● 補助の内容

補助対象経費

補助額

除却工事に要する経費

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
(1) 除却工事に要した費用
(2) 500,000円

【申請期間】令和6年4月1日(月)～令和6年12月27日(金) ※着手後の申請は受付することができかねます。必ず事前にご相談ください。

【申請書配布場所】寝屋川市役所3階 まちづくり推進部住宅政策課 ※市のホームページからもダウンロードできます。

● ● ● ● ● ご相談お待ちしております！ ● ● ● ● ●

交付申請の交付を受ける前に、建物の配置図・耐震診断結果報告書等をお持ちいただき、建物が除却工事の補助要件に該当するのか、除却工事の内容はどのようなものかなどあらかじめ市で確認する必要があります。交付申請の手続きがスムーズに進行できるよう事前相談をお願いします。

※なお、補助手続きを年度末までに完了しなければなりませんので、工事期間をよくご検討していただき、余裕をもって申請して下さい。

申請に必要な書類

check!!

- 1** 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築されたことを証明することができる書類
- 2** 耐震診断報告書又は「誰でもできるわが家の耐震診断」における耐震診断問診票
- 3** 土地及び建物の登記事項証明書(交付申請日の3ヶ月以内のもの)
- 4** 補助対象建築物の現況図(附近見取図、配置図、各階平面図)
- 5** 補助対象建築物の現況写真
- 6** 除却工事工程表
- 7** 補助対象経費の見積書・内訳明細書
- 8** 納税証明書(共有者がいる場合は、共有者全員のもの)
- 9** 利害関係者の同意書(補助対象者と占有者が異なる場合や補助対象者と土地所有者が異なる場合、補助対象建築物が共有である場合)
- 10** 補助対象建築物が区分所有であり、その一部のみを除却する場合は、除却しない部分の区分所有者の同意書
- 11** 委任者がいる場合は委任状
- 12** 耐震診断技術者であることを証する書類の写し(耐震診断報告書を作成した場合に限る)
- 13** 誓約書

※その他市長が必要と認める書類が必要な場合があります。

このパンフレットは、補助制度の概要を示したものです。詳細については、市ホームページ「耐震不足木造住宅の除却補助制度」をご覧ください。

申請・問い合わせ

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所 3階
寝屋川市 まちづくり推進部 住宅政策課 ☎072-825-2266(直通)